

長南町事業継続支援金 -申請要領-（農業者用）

目 次

I 支援金の概要	
1 趣旨	2
2 給付額	2
II 対象要件	2
III 申請手続き	
1 問い合わせ先	3
2 申請書の提出	3
3 給付の決定等	10
IV 要件に関する特例	11
V その他留意事項	14
（別紙）暴力団排除に関する規定（II対象要件（6）関係）	15

I 支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた農業者（農事組合法人を含む）に対して事業の継続を支え、3つの「密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止等の感染症予防対策や、休業した事業者の営業再開に向けた周知、感染予防のための設備や消耗品類の整備の負担などを総合的に支援するため、売上が大きく減少している事業者に対して支援金を給付いたします。

2 給付額

IIの対象要件を満たす農業者（農事組合法人を含む）に対し、以下の額を給付します。

なお、申請は1農業者につき1回限りとなります。

(1) 10万円

II 対象要件

1. **農業者（農事組合法人を含む）**は、下記の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 農業収入（売上）による税務申告をした農業者であること。ただし、**水稲作付農家は作付面積0.5ha以上の農業者が対象**となります。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、**売上高が前年同月（令和2年1月から令和2年12月の内、任意のひと月）と比較して20%以上減少しており、今後も事業を継続する意思があること。**

※ 上記の比較が困難で、令和元年4月から令和元年12月の間に創業した者の場合は、「IV（1）新規創業特例（P11）」を参照。

(3) 長南町に「住所」を有する農業者であること。

(4) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

(5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

(6) 長南町の税金等（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。

Ⅲ 申請手続き

1 問い合わせ先

長南町産業振興課

【電話】0475-46-3397

【受付時間】午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

2 申請書の提出

農業者（農事組合法人を含む）の場合

（1）申請受付期間

令和3年1月29日（金）まで

（2）申請方法

申請書類を以下の宛先に**郵送**してください。

（令和3年1月29日（金）の消印有効）

【送付先】 〒297-0192 長生郡長南町長南2110

長南町役場産業振興課

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※必ず、郵送にて提出してください。直接のお持ち込みはご遠慮ください。

（3）申請書類の入手方法

以下の方法で本支援金にかかる申請書等を入手できます。

【電子データによる入手】

長南町ホームページから入手することができます。

（URL）<https://www.town.chonan.chiba.jp>

※このほか、役場及び長南町商工会に紙の申請書類を配置いたします。

(4) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	長南町事業継続支援金申請書兼実施報告書（第1号様式） （P5参照）	<input type="checkbox"/>
②	感染防止対策チェックリスト（P7参照）	<input type="checkbox"/>
③	振込先口座を確認できる書類（通帳の写し）（P8参照）	<input type="checkbox"/>
④	本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）（P8参照）	<input type="checkbox"/>
⑤	前年の確定申告書の写し（P9参照）	<input type="checkbox"/>
⑥	減収月の売上台帳等の写し（P9参照） 前年分の売上台帳及び令和2年分の対象月の事業収入額がわかる売上台帳等	<input type="checkbox"/>
⑦	【新規創業、事業承継・法人成特例の場合】 特例に該当することが確認できる書類の写し（P10参照）	<input type="checkbox"/>

① 長南町事業継続支援金申請書兼実施報告書（第1号様式）

記載例（農業者）

第1号様式（第6条）

長南町事業継続支援金申請書兼実施報告書

長南町事業継続支援金給付要綱第3条の給付対象者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

また、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還するとともに、加算金を支払います。なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の交付が決定した場合、別添の口座へ振込をお願いします。

令和 2 年 5 月 20 日 〒 297-0192

申請者 住 所 長生郡長南町長南2110
 (事業者) (所在地)
 (事業者名称)

長南町長 平野貞夫 様 氏 名 長南 太郎 ㊞
 電話番号

記

「確定申告特例・2」に該当し、平成30年度の売上と比較する場合は、「令和元年」を二重線で消し、「平成30年」と記載してください。

【売上の状況】

売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年	4	月	売上高	A	700,000	円	減少率 (B-A)/B ×100	B	30%	作付面積	水稻 (0.5ha以上)	
	前年	比較対象月	令和元年 (平成31年) (※4)	4	月	売上高 (※4)	B	1,000,000	円					0.8 ha	
減少した理由															

※4 特例に該当する場合は、申請受付要領の記載例を参考に記入願います。 「要件に関する特例」により前年の月平均売上と比較する場合は、月平均売上額を記載してください。

【事業者の内容】

主たる事務所の情報	基本情報	フリガナ	フリガナ												
		名称 (屋号)	記入不要												
		住所	住所												
		電話番号	電話番号												

申請企業の情報	申請事業者名 (法人名又は個人事業主名)	フリガナ	フリガナ												
	名称	記入不要													
	中小企業者であることの確認	資本金 (又は出資額)	資本金											常時雇用する従業員数	人
	申請者の種別	選択	法人	法人										生年 月日	

特例に該当する場合の特例名称(※3)

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 業種区分は①卸売業、②小売業、③サービス業、④製造業等のその他の業種（①～③を除く）から選択してください。

※2 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※3 申請受付要領を参照の上、特例に該当する場合は、①新規創業特例、②事業承継・法人成特例、③事業承継・法人成特例2、④確定申告特例、⑤確定申告特例2、⑥白色申告特例から選択してください。

担当者	担当者名	所属	記入不要			フリガナ	チョウナン	タロウ
	担当者連絡先	電話	0475-46-xxxx			氏名	長南	太郎

※添付書類

- 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト
- 通帳の写し（口座番号がわかる表紙等）
- 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- 前年の確定申告書
- 減収月の売上台帳（様式は問わず）
- 休業等要請対象業種の場合は休業等を確認できる書類（HP、張り紙等）

記載例（農事組合法人）

第1号様式（第6条）

長南町事業継続支援金申請書兼実施報告書

長南町事業継続支援金給付要綱第3条の給付対象者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

また、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還するとともに、加算金を支払います。なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の交付が決定した場合、別添の口座へ振込をお願いします。

令和 2 年 月 日 〒 297-0192

長南町長 平野貞夫 様 申請者 (事業者) 住 所 (所在地) 長生郡長南町長南2110

(事業者名称) 農事組合法人 長南営農組合 代表者印

氏 名 組合長 長南 太郎 印

電話番号

記

「確定申告特例・2」に該当し、平成30年度の売上と比較する場合は、「令和元年」を二重線で消し、「平成30年」と記載してください。

【売上の状況】

売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年	4	月	売上高	A	700,000	円	減少率 (B-A)/B × 100	作付面積 (0.5ha以上)
		前年	比較対象月	令和元年 (平成31年) (※4)	4	月	売上高 (※4)	B	1,000,000	円	
	減少した理由										

※4 特例に該当する場合は、申請受付要領の記載例を参考に記入願います。

「要件に関する特例」により前年の月平均売上と比較する場合は、月平均売上額を記載してください。

【事業者の内容】

主たる事務所の情報	基本情報	フリガナ	ノウジクミアイホウジン チョウナンエイノウクミアイ									
		名称 (屋号)	農事組合法人 長南営農組合									
		フリガナ	チョウセイグンチョウナンマチチョウナン									
		住所	長生郡長南町長南2110									
	電話番号	0475-46-xxxx	営業内容	米の生産販売								

申請企業の情報	申請事業者名 (法人名又は個人事業主名)	フリガナ	ノウジクミアイホウジン チョウナンエイノウクミアイ													
		名称	農事組合法人 長南営農組合													
	中小企業者であることの確認	資本金 (又は出資金)	200	万円	業種 (※1から選択)	①卸売業				常時雇用する従業員数	10			人		
	申請者の種別	選択	法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
		個人事業主	住所(※2)	長生郡長南町長南2110								生年				
				特例に該当する場合の特例名称(※3)												

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 業種区分は①卸売業、②小売業、③サービス業、④製造業等のその他のから選択してください。

申請受付要領P20~P21の「要件に関する特例」に該当する場合は、特例の名称を記載してください。

※2 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※3 申請受付要領を参照の上、特例に該当する場合は、①新規創業特例、②事業承継・法人成特例、③事業承継・法人成特例2、④確定申告特例、⑤確定申告特例2、⑥白色申告特例から選択してください。

担当者	担当者名	所属	会計課	フリガナ	チョウナン	ハナコ
				氏名	長南	花子
	担当者連絡先	電話	0475-46-xxxx	メールアドレス	xxxxx@xxxxx	

※添付書類

- 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト
- 通帳の写し（口座番号がわかる表紙等）
- 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- 前年の確定申告書
- 減収月の売上台帳（様式は問わず）
- 休業等要請対象業種の場合は休業等を確認できる書類（HP、張り紙等）

② 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト 記載例

新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト

※該当する項目にチェックしてください。該当する項目がないときは、「その他」に取り組み内容を記入してください。

【全事業者が確認ください】

●感染症予防対策に関する取組

■発熱者等の施設への入場防止

従業員の出勤停止（従業員の検温など）

不要不急の来訪自粛要請（体調不良者など）

その他（ ）

■3つの「密」の防止に関する取組

密集する会議の中止（テレビ会議など）

営業内容の変更（デリバリーサービスなど）

店舗・事務所内における間隔確保（座席を1つ以上開けて案内、座席・机の一部撤去など）

換気の実施（定期的な窓の開け閉めや換気設備の設置など）

その他（ ）

■飛沫感染、接触感染の防止に関する取組

従業員への取組（マスクや消毒液などの購入、消毒作業）

来客等への取組（入店時等に使用する消毒液の購入など）

その他（ ）

■移動時における感染の防止に関する取組

出張の中止（電話会議やビデオ会議のための設備購入など）

ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進など）

その他（ ）

■その他の取組

[]

実施している対策にレ点、または記入をしてください。
最低限、いずれか1つの実施が必要です。

※自由記入する場合

ごく簡単なことで結構ですが、感染拡大防止に有効でないと思われる場合はお断りすることもあります。なるべくチェックが付く対策をお願いします。

※個人農家など仕事中の対策が考えにくい業態の場合

ご家庭内での工夫（うがいや手洗いの励行など）や移動時の工夫（時差出勤など）をご記入ください。

【県の要請に伴い休業等した事業者の方は該当する項目にチェックしてください。】

4月22日～5月6日まで休業に協力

5月9日～5月31日（※）まで休業に協力

【居酒屋等】4月22日～5月6日まで19時以降の酒類の提供を控えることに協力

【居酒屋等】5月9日～5月31日（※）まで19時以降の酒類の提供を控えることに協力

※新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業等の要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までとする。

③ 振込先口座を確認できる書類

□ 口座の通帳の写し

（法人の場合）法人名義

（個人の場合）本人名義

□ （申請者と振込先名義人が異なる場合）委任状

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。

※上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

※画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません。

※委任状について、委任者（支援金申請者の名前・住所）、受任者（振込先口座名義人の名前・住所）・委任する旨の文言（「私に給付される長南町事業継続支援金の受領に関する権限を、下の者を代理人とし委任します。」等）・委任者印が確認できることが必要です。

④【個人の場合】本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

（ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）

（イ）個人番号カード（オモテ面のみ）

（ウ）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

（エ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。なお、（ア）から（エ）を保有していない場合は、（オ）又は（カ）で代替することができるものとします。

（オ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

（カ）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方

⑤ 前年の確定申告書の写し

(ア) 法人の場合

減収月の属する事業年度の直前※の事業年度の分を提出してください。

※直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合など、相当の理由により減収月の直前の事業年度の確定申告書類が提出できない場合は、2事業年度前の確定申告書類をもって代えることが可能。

法人税の確定申告書別表一の写し（1枚）

法人事業概況説明書の写し（2枚）

■確定申告書第一表（1枚） ■法人事業概況説明書（2枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

(イ) 個人の場合（青色申告の場合）

令和元年分を提出してください。

所得税の確定申告書第一表の写し（1枚）

所得税の青色申告決算書の写し（2枚）

■確定申告書第一表（1枚） ■所得税青色申告決算書（2枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

(ウ) 個人の場合（白色申告の場合）

令和元年分を提出してください。

所得税の確定申告書第一表の写し（1枚）

所得税の収支内訳書の写し（1枚）

■確定申告書第一表（1枚） ■収支内訳書（1枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

※確定申告書の写しは、税務住民課で交付を受けることができます。

⑥減収月の売上台帳等の写し

前年分の売上台帳及び令和2年分の対象月の事業収入額がわかる売上台帳等を提出してください。

※フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。

※ただし、提出するデータが対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。

（令和元年、令和2年●月と明確に記載されている等）

※なお、法人の場合は法人名、個人の場合は屋号もしくは個人名が台帳で確認できる箇所を併せて提出してください。

⑦ 【新規創業特例、事業承継・法人成特例の場合】特例に該当することが確認できる書類（P11参照）

（ア）法人の場合

法人設立届出書の写し（1枚）

※「設立形態」の欄が①「個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択されていること、

②「整理番号」の欄に個人の確定申告の番号を記載していること。

※当該届出書は、設立日が、新規創業特例の場合は令和元年4月1日から令和元年12月31日までの間、事業承継・法人成特例の場合は令和2年1月1日から令和2年4月1日までの間であること。

（イ）個人事業者の場合

個人事業の開業・廃業等届出書の写し（1枚）

※当該届出書は、開業日が、新規創業特例の場合は令和元年4月1日から令和元年12月31日までの間、事業承継・法人成特例の場合は令和2年1月1日から令和2年4月1日までの間であること。

3 給付の決定等

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは支援金を給付します。

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨を決定したときは、後日、交付決定通知書を発送いたします。なお、給付しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

IV 要件に関する特例

以下の場合、II及びIIIの内容とは別の取扱いの上、給付対象とします。

(1) 新規創業特例

平成31年4月から令和元年12月の間に新規創業した場合は、令和2年の減収対象月の売上が、令和元年の年間事業収入を令和元年の開業後月数※で按分した月平均額より20%以上減少していれば対象となります。その場合は以下の必要書類の写しを追加で提出いただきます。

※開業後月数は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

【追加で必要な書類】

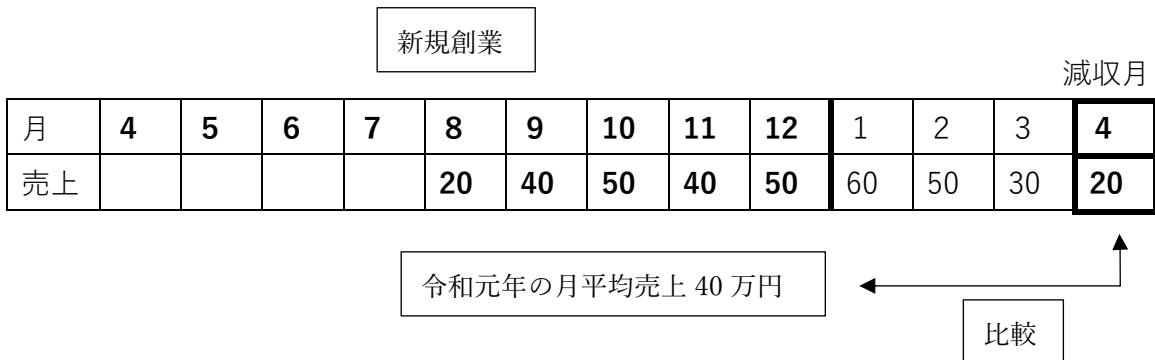
(法人の場合)

法人設立届出書の写し

(確定申告時期が到来していない場合) 税理士による押印及び署名がなされた、令和元年分の年間事業収入を証明する書類(任意様式)

(個人事業主の場合)

個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し



(2) 事業承継・法人成特例・1

平成31年4月から令和元年12月の間に事業の承継・法人成などがあった場合は、令和2年の減収対象月の売上が、令和元年の年間事業収入を令和元年の事業の承継・法人成以降の月数※で按分した月平均額より20%以上減少していれば対象となります。

その場合は以下の書類を追加で提出いただきます。

※事業の承継・法人成以降の月数は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

【追加で必要な書類】

(法人の場合)

法人設立届出書の写し

- (確定申告時期が到来していない場合) 税理士による押印及び署名がなされた、令和元年分の年間事業収入を証明する書類 (任意様式)

(個人事業主の場合)

- 個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

事業承継・法人成													減収月
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
売上					20	40	50	40	50	60	50	30	20

令和元年の月平均売上 40 万円

比較

(3) 事業承継・法人成特例・2

令和2年1月以降に事業の承継・法人成などがあった場合は、以下の必要書類を追加で提出いただき、売上の比較を行います。

【追加で必要な書類】

- 事業承継をした者の令和元年の確定申告書又は法人成前の事業者の令和元年の確定申告書

(法人の場合)

- 法人設立届出書の写し

(個人事業主の場合)

- 個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

※ただし、開業日及び設立日が令和2年1月から同年4月までであること。

(4) 確定申告特例・1

- 令和元年の確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合
 ・令和元年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出いただき、令和元年の年間事業収入の月平均額と令和2年の減収対象月の売上と比較します。

(5) 確定申告特例・2

「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、令和元年分の確定申告を完了していない場合、又は、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合

- ・平成30年分の確定申告書類等の控え又は平成30年分の市町村民税・都道府県民

税の申告書類の控えを提出いただき、平成30年の月別の売上がわかる場合は比較月の売上と、平成30年の月別売上がわからない場合は、平成30年の年間事業収入月平均額と令和2年の減収対象月の売上と比較します。

(6) 白色申告特例

白色申告のため、月ごとの売上が確認できない場合

- ・令和元年の売上の月平均を、減収対象月の売上と比較する。

(7) 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

収入に季節性がある場合など、特定の期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合

- ・少なくとも令和2年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、全年同期間の3か月の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること。
- ・基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度年間事業収入の50%以上を占めていること。

2019年（年間事業収入：530万円、基準期間事業収入：450万円）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
売上	0	0	0	0	10	10	10	50	200	150	100	0	530

※年収の50%を超える連続した3か月間

2020年（基準期間対象事業収入：350万円）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
売上	0	0	0	0	10	10	10	50	100	100	100	0	380

↑ ↓ 比較

※基準期間対象事業収入 2019年：450万円 2020年：300万円

事業収入が20%以上減少している。

※その他ご不明な点については、町産業振興課までお問い合わせください。

V その他留意事項

- (1) 本支援金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。
- (2) 町は必要に応じて、申請内容（休業実態等）の状況について調査する場合があります。その場合、給付対象者は町に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (3) 千葉県の休業等の要請に協力いただいた事業者について、ホームページで紹介する場合があります。
- (4) 給付対象者は、本支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類を令和2年度から5年間、保存しておかなければなりません。

暴力団排除に関する規定（Ⅱ対象要件（7）関係）（別紙）

給付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。